

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 30 年 6 月 29 日 (金) 第 9 0 1 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の一部改正 (426) (水産課) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (427) (中部総合事務所福祉保健局) 2

告 示

鳥取県告示第426号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成14年鳥取県告示第653号（鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から適用するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針 1～5 略 <u>6 くらまぐろの保存及び管理に関する方針は別に定める。</u> <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 二～四 略</p>	<p>一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針 1～5 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 二～四 略</p>

鳥取県告示第427号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月29日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人あ いおい	東伯郡北栄町 江北3854	多機能型事業所あ いおい	東伯郡北栄町江北 3854	就労定着支援	平成30年7月 1日